

公 告

令和 7 年度健康づくり環境整備事業業務の委託に係る契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和 7 年 4 月 1 日

島根県知事 丸山 達也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度健康づくり環境整備事業業務

(2) 委託業務の仕様

「令和 7 年度健康づくり環境整備事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(4) 提案価格の上限額

3,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の（1）から（10）までのすべての要件を満たし、島根県知事により提案競技参加資格の確認を受けた者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）島根県税を滞納していない者であること。

（3）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（4）島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（7）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（8）プライバシーマーク又は ISO27001 を取得し、現在も保持していること。

（9）他の地方自治体において、類似業務の実績があること。

（10）当該業務に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和7年4月8日（火）から令和7年4月30日（水）まで（閉庁日を除く毎日）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県第二分庁舎3階）
島根県健康福祉部健康推進課 健康増進第一係
電子メール mamenacompany@pref.shimane.lg.jp

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、3（1）イまで電子メールにより申し込むこと。

(2) 提案競技説明会

開催しない

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加申込書（様式1） 1部

(2) 会社概要書又は履歴書 1部

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部

登録業者は、提出を要しない。

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

登録業者は、提出を要しない。

(6) 担当者届（様式2） 1部

(7) プライバシーマーク又はISO27001を取得、保持している証明書 1部

(8) 過去の類似業務の実績に関する資料（任意様式） 1部

(9) 提案書表紙（様式3） 1部

(10) 企画提案書 5部

(11) 見積書 1部

5 提案書類の提出方法、提出先及び提出期間等

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は書留とし、提出期限までに到着すること）。

(2) 提出期限

ア 4 (1) から (8) までの書類については、令和 7 年 4 月 24 日 (木) 午後 5 時まで
に提出すること。

イ 4 (9) から (11) までの書類については、令和 7 年 5 月 2 日 (金) 午後 1 時まで
に提出すること。

(3) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県健康福祉部健康推進課 健康増進第一係
電話 (直通) 0852-22-5266
ファックス 0852-22-6328
電子メール mamenacompany@pref.shimane.lg.jp

(4) その他

本提案競技への参加は、提出書類を期日までに提出した者に限ることとする。

6 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに質問票 (様式 4) により、5 (3) の提出先にファックス又は電子
メールで提出する。

(2) 提出期限は、令和 7 年 4 月 24 日 (木) 午後 1 時までとする。

(3) 質問への回答は、令和 7 年 4 月 25 日 (金) までに提案競技参加申込書提出者全員に対
しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加申込書提出者全員に対し、令和 7 年 4 月 30 日 (水) までに郵送にて通知す
る。

8 選定方法

(1) 令和 7 年度健康づくり環境整備事業業務の委託に係る提案競技審査委員会 (以下
「審査委員会」という。) において、厳正な審査を行い、契約予定者の選定を行う。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア 実施体制

- ①業務を確実に実施できる体制がとられているか。
- ②当該業務に関する知見やノウハウを有しているか。

イ 業務の実施方法

- ①仕様書の内容を正しく理解できているか。
- ②提案された業務の実施方法は確実かつ効率的か。
- ③過去の類似業務の実績から効率的かつ効果的な実施を見込めるか。
- ④個人情報の管理を適切に行えるか。
- ⑤提案者の創意工夫による効果的な追加提案があるか。

ウ 経費

- ①委託費は適切に見込まれているか。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点
を合算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーション

提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。

ア 日程（予定）

令和7年5月8日（木）

イ 参加方法

会場またはオンラインによる参加とする。

※時間や場所、参加方法等の詳細については、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの方法

30分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員会からの質問時間を15分程度設定する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払の請求があつた場合において、その必要があると認めたときは、委託料の50パーセントに相当する額の範囲内で前金払をする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議のうえ、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提案競技参加に係る費用は、提案競技参加者の負担とする。

(2) 提案競技及び契約の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(4) 提出された書類の返却は行わない。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

5（3）に同じ